資料３補足

補助金申請のながれ　～申請から支払まで～

	区市町村	東京都
⓪事前相談	**事前相談・事前調整（いつでもお受けします。）**	
①当初申請	**交付申請** ※年度ごとに<u>事業着手前までに申請</u>（随時受付） ※事業が複数年にわたる場合は、全体設計承認申請も同時に行う。	**交付決定の通知** **（全体設計承認の通知）** ※事業着手前までに通知
②変更・承認申請	額等の変更がある場合 **②-1 変更申請**	**変更決定の通知**
	事業費の配分又は内容を変更がある場合 **②-2 経費配分等変更申請**	**変更承認の通知** **または** **変更不承認の通知**
	特別な理由のため、事業を中止または廃止する場合 **②-3 事業中止（廃止）承認申請**	
③実績報告	**実績報告** ※事業完了（検査完了）後　または複数年度事業の場合は会計年度終了後に速やかに報告する。 ※相談体制整備の場合は、実際の相談内容等を都に提供すること。	**完了検査** ↓ **額の確定通知**
④支払い	**補助金の請求** ※各区市町村における支払手続完了後	**補助金の交付**

<u>◎事業着手前までに交付申請することになっております。</u>
事業を実施する前に必ず個別にご相談ください。

◎<u>複数の事業を行う場合は、事業ごとに申請するのではなく、１つにまとめて申請していただきます。</u>当初の申請時に間に合わない場合は、変更申請により対応いたします。